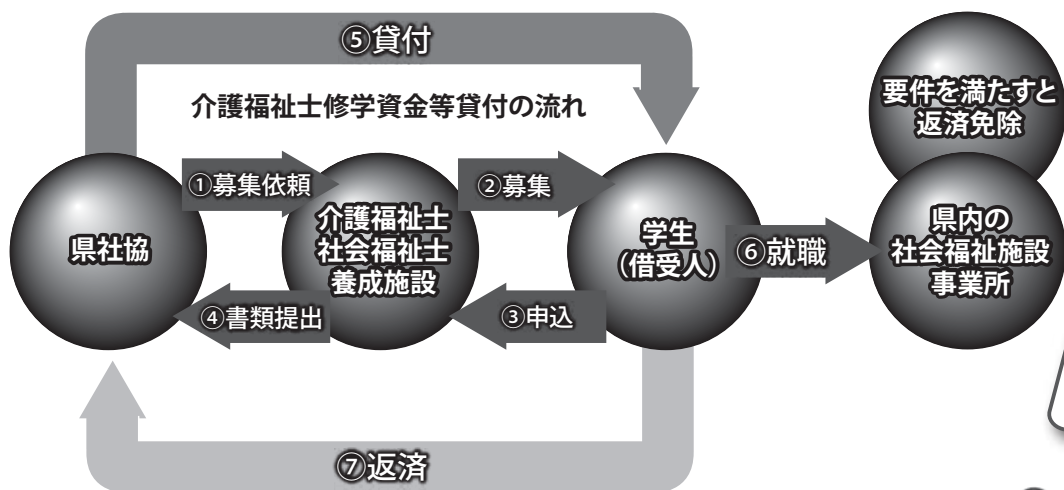


# 介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付制度



**Q** 他の貸付事業と併給することはできますか？

**A** 生活福祉資金や母子・父子・寡婦福祉資金、離職者訓練による介護福祉士訓練など、国庫補助で実施されている貸付事業との併給はできません。日本学生支援機構の奨学金や日本政策金融公庫の教育ローンについても併給はできませんが、生活保護世帯など併給できる場合もあります。

## 貸付額

- 学費相当：5万円以内（月額）
  - 入学準備金：20万円（初回）
  - 就職準備金：20万円（最終回）
  - 国家試験受験対策費用：4万円以内（2年分限度）
- ※介護福祉士修学資金のみ

※生活保護世帯やこれに準じる経済状況にあると認められる場合には、生活費加算を貸付することができます。

**Q** 千葉県外の養成施設に入学する場合、千葉県の介護福祉士修学資金等貸付を申請することはできますか？

**A** 県外の養成施設卒業後、千葉県内の福祉施設で業務に従事することを希望する場合には、申請することが可能です。

## 貸付対象

厚生労働大臣及び千葉県知事が指定した養成施設（大学、短期大学、専門学校）に入学し、卒業後、千葉県内の福祉施設等において介護福祉士または社会福祉士として業務に従事しようとする方。

※この貸付制度と、生活福祉資金や母子・父子・寡婦福祉資金、職業訓練給付等、国費による他の貸付や給付については併用できません。（令和2年度申込分より教育訓練給付制度の併用が可能になりました）

**Q** 介護福祉士修学資金等貸付の対象となる養成施設を教えてください。

**A** 千葉県内の養成施設は下記のとおりです。千葉県外にある養成施設については、入学を予定している養成施設にお問合せください。

## 返還免除の要件

下記の条件を全て満たした場合、貸付額が全額免除となります。

- ①養成施設を卒業後1年以内に
- ②介護福祉士または社会福祉士の登録をし
- ③千葉県内において
- ④介護または相談援助の業務に従事し
- ⑤以後5年間当該業務に従事した場合

※養成施設を退学または所定の期間前に介護または相談業務を辞めた場合（介護等の業務に従事しなかった場合）は貸付金を返還しなければなりません。

## 申請手続き

入学後に養成施設（大学・短大・専門学校）が取りまとめ、手続きを行います。申請には養成施設の推薦が必要となります。

※申込みにあたり連帯保証人が必要です。

## ●千葉県内の介護福祉士養成施設

学校名	課程名	お問い合わせ先
成田国際福祉専門学校	介護福祉士学科	0476-26-1511
聖徳大学	心理・福祉学部 社会福祉学科介護福祉コース	047-365-1111
江戸川学園おおたかの森専門学校	介護福祉学科	04-7155-2691
松山学園 松山福祉専門学校	介護福祉科	047-392-2211
中央介護福祉専門学校	介護福祉科	043-242-0201
専門学校新国際福祉カレッジ	介護福祉学科	043-432-2797
京葉介護福祉専門学校	介護福祉科	043-262-7077
城西国際大学	福祉総合学部 福祉総合学科 介護福祉コース	0475-55-8800
東京基督教大学	神学部 国際キリスト教福祉学科 キリスト教福祉学専攻	0476-46-1131
大原医療秘書福祉専門学校	介護福祉科	043-290-0008
亀田医療技術専門学校	介護福祉学科	04-7099-1205

## ●千葉県内の社会福祉士養成施設

江戸川学園おおたかの森専門学校	社会福祉士養成学科（通信課程）	04-7155-2691
-----------------	-----------------	--------------

介護福祉士・社会福祉士養成施設にお問合せいただくか、下記ホームページをご覧ください。

千葉県福祉人材センターホームページ <http://www.chibakenshakyō.net/>